

2 保育施設

保育施設の種類

就学前児童の保育施設は、大きく分けると下記のように分類されます。

分類			保育料	選考方法	申込先
保育園等	施設型	認可保育園 (特色ある保育園等についてはP.27参照)	令和7年9月より第1子保育料が無償化されたことにより、すべての児童の保育料はかかりません。 ※無料となるのは月額保育料のみであり、月極延長保育料、スポット延長保育料及び各施設で実費徴収する費用はかかりません。 ※居宅訪問型保育は、自宅までの保育者の交通費実費等がかかる場合があります。	利用調整 (指数及び優先順位)により決定 (P.37～39参照)	保育支援課 保育サービス係
		認定こども園 (P.27)			
	地域型保育	小規模認可保育園 (P.28)			
		居宅訪問型保育 (障害児向け P.21 待機児童向け P.31)			
認可外保育施設	認証保育所		基本保育料は、契約時間に応じて異なり、基本の保育料のほか、入園料等が別途かかる場合があります。 施設との直接契約となり、保育料は施設に直接支払います。 ※詳細は各施設に直接お問い合わせください。	各施設に直接お問い合わせください。	各施設
	区基準運営施設				
	その他認可外保育施設				
※ 保護者負担軽減事業については、入園のしおりに添付の「認可外保育施設のご案内」をご覧ください。 ＜お問い合わせ先 保育支援課事業支援係 TEL03-3647-9084＞					

※1 保護者負担軽減事業対象の施設に通っている児童が上記の保育園等に入園決定した場合、今まで通っていた保護者負担軽減事業対象の施設には保育園等の入園月初日から通えなくなります。保育園等に入園内定したら、速やかに退園の手続きを行ってください（教育・保育給付認定の対象となる幼稚園等も同様）。また、支払済みの保育料の返金については各施設の判断となり、返金されない場合でも、保育料を支払っていることを理由に両方に在籍することはできません。